

## 答申書

### 第1 本件の経緯

本件の審査請求人は、目黒区情報公開条例第11条第1項に基づき、東日本大震災に係る災害救助法第20条に規定する被災県への求償手続（訴訟費用）において、「宮城県とのやり取りや確認内容などその根拠となる一切の資料、および手数料や印紙代を宮城県が負担したことを示す資料」についての行政情報の開示請求を行い、目黒区長（以下「実施機関」という。）の部分開示決定につき、審査請求をしている。

本答申は、審査請求人からの審査請求について、実施機関が令和6年8月6日付け目企広第5993号により行った諮問に対する当審査会の判断である。

なお、審査請求及び当審査会による審査の経緯は、以下のとおりである（期日は、その文書の日付であることを示す）。

令和5年5月24日 審査請求人が実施機関に対し、行政情報の開示を請求  
同年6月5日 実施機関が審査請求人に対して部分開示決定を通知  
同年8月23日 審査請求人が上記決定につき実施機関（審査庁）に審査請求  
同年9月29日 実施機関が実施機関（審査庁）に弁明書を提出  
同年11月30日 審査請求人が実施機関（審査庁）に反論書を提出  
令和6年6月12日 審査請求人が実施機関（審査庁）に反論書を追加提出  
同年8月6日 実施機関（審査庁）が審査会に弁明書の写し等を添えて諮問  
同年10月1日 本件諮問の審議  
同年11月19日 本件諮問の審議  
令和7年1月21日 審査請求人の意見陳述、本件諮問の審議  
同年2月19日 実施機関意見聴取、本件諮問の審議  
同年3月19日 本件諮問の審議

### 第2 当事者の主張

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 審査請求の理由

部分開示されたものは訴訟費用を災害救助法にもとづく求償手続において請求、受領、区の収入としたことを示すだけで、それに至る過程での意思決定や協議の資料はない。不存在とは考えられないので審査請求を行う。

##### (2) 実施機関の弁明に対する反論（反論書の要旨）

情報公開請求で明らかにされたのは、実際の「お金の流れ」に関する文書のみであったが、災害救助法に基づく求償という行政行為に対して、意思決定に至る検討・決裁行

為がなかったとは考えられない。検討・決裁行為が行われたかを明らかにする必要がある。

本件に関しては、宮城県へも情報公開請求を行い、宮城県の開示文書から、目黒区とのやり取り、担当者名ややり取りの日時まで明らかになっている。この結果については、別途令和5年11月8日付けで目黒区長に対して行った情報公開請求に添付したところである。

さらに、宮城県への情報公開請求の結果を受け、東京都に対しても再度情報公開請求を行い、例えば宮城県知事から東京都知事宛てに発出された文書などが、東京都側でも確認できた。改めて「目黒区が宮城県から65,000円を訴訟費用として受け取ったこと」が確認された。

また、宮城県への情報公開請求により、本件訴訟費用の求償は、国（内閣府）の了解の下で行われたことが明らかになった。このことは国会議員による内閣府への問い合わせでも確認された。

以上から、訴訟費用を災害救助法に基づく求償の仕組みにより、目黒区が宮城県に請求し支払いを受けたことは明確である。

この行為は、目黒区では前例のないものであり、かつ他自治体での前例では内閣府も認めたものである。この重要な行為を行う意思決定の過程について「なにもない」では済まない。行政の意思決定過程を明らかにするために、「文書がない」に留まらない、情報を明らかにする審査を求める。

## 2 実施機関の主張（弁明書の要旨）

審査請求人は、「部分開示されたものは、訴訟費用を災害救助法にもとづく求償手続において請求・受領・区の収入としたことを示すだけで、それに至る過程での意思決定や協議の資料が、不存在とは考えられない」と主張する。

しかし、実施機関において、複数人で電子ファイルの検索を行ったほか、執務室内のキャビネットに保管している文書を確認した結果、当該文書は不存在であり、宮城県とのやり取りについては、電話で確認を行ったのみで、その聞き取り内容の記録はなかった。

このことについては、審査請求に先立つ令和5年7月6日に審査請求人が来庁し、当該文書が不存在である理由やその過程の説明を求められたことから、同月26日に電子メールにより審査請求人に回答している。

以上のことから、本件審査請求には理由がなく棄却されるべきである。

## 第3 審査会の判断

審査請求人は、開示請求で求めた「宮城県とのやり取りや確認内容などその根拠となる一切の資料」のうち、実施機関が不存在とした災害救助法に基づく求償手続を行う過程における目黒区の意思決定や協議に関する資料について、「これらの資料が不存在であるとは考え

られない」と主張し、その開示を求めて、不存在を理由とする実施機関の部分開示決定の取消しを求めている。

情報公開制度の下では行政情報は開示が原則であり、例外的な不開示には相応の理由が必要である。本件で問われている「不存在」に関していえば、実施機関の主張に合理的な根拠があるかどうかを事案に即して具体的に検証することが必要であるとの立場を当審査会はとってきた。

この点に関し、審査請求人は「災害救助法にもとづく求償という行政行為に対して、意思決定にいたる検討・決済行為がなかったとは考えられない」とし、「この重要な行為を行う意思決定の過程について「なにもない」では済みません」として、特段の意思決定なしに求償という行政行為が行われたという実施機関の主張には合理性がないと主張する。

たしかに、行政行為が行われるに際して機関決定が行われることは、一般論としていえばありうる。しかし、本件で審査請求人が開示を求めているのは、誰が求償することを決定したか、より具体的にいえば、立退き訴訟の提起に必要な印紙代6万5千円を求償することを誰が決定したのかであった。この場合、それが災害救助法に基づく求償か、あるいは訴訟費用として敗訴した側に負担を求めるかは別として、求償には法律上の根拠があり、区政の適正執行の観点からは、区の財源から印紙代を支出している以上、区として本来的に求償すべきものである。

審査請求人は、意見聴取時に、本件のような災害避難者に関して生じた費用については求償すべきでないと考えている旨述べていたが、仮に法律上の根拠がある求償を行わないとすれば、法律による行政の原理に反する可能性がある。そのような例外的判断を政策的な観点から行う場合にはしかるべき機関決定が必要だが、本件はそれとは対照的に法律に基づく業務執行であり、両者を混同すべきではない。そこで、当該文書が不存在であることについて、実施機関に説明を求めたところ、実施機関からは、訴訟費用が災害救助法に基づく求償の対象経費であることが宮城県を通じて国に確認できたため、当然に求償手続を進めたとのことであった。また、その経緯は、災害救助法に基づく求償の対象経費を調査したところ当該経費が候補に挙がったが、求償の対象となるか否かについて疑義があったため、宮城県に確認をしたとのことであった。以上から、審査会で検討したところ、実施機関の説明に不合理な点は認められず、特別な文書が存在しないことについても、合理的な根拠があると認められるので、本件部分開示決定は、妥当である。

#### 第4 審査会の結論

以上の理由により、本件審査請求には理由がなく、審査請求人の請求は棄却されるべきである。

以 上

2025年（令和7年）4月11日

目黒区情報公開・個人情報保護審査会

会 長 中島 徹

副会長 卷 美矢紀

委 員 江島 晶子